

教員養成に関する情報公開項目【教育職員免許法施行規則 第22の6】

1 教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画に関すること。

<子ども健康学科幼稚園教諭養成課程としての教員養成に対する理念及び免許設置の趣旨>

子ども健康学科では、他者との協調性、自己理解力、的確な判断力を備えた自主・自立の人材、また子どもの心身の健やかな成長・発達について深い知識と高い技能を有し、子どもの成長・発達と健康の維持増進を支援する実践的力量をもった教員の養成を目指している。

幼稚園教諭養成課程においてはこの教育理念、並びに本学における教員養成の理念に基づいて、多様化する子育て環境に対応する幼稚園教諭に必要な専門的素養と基礎的能力を備えた即戦力となる幼稚園教諭を養成する。

<子ども健康学科養護教諭養成課程としての教員養成に対する理念及び免許設置の趣旨>

子ども健康学科では、他者との協調性、自己理解力、的確な判断力を備えた自主・自立の人材、また子どもの心身の健やかな成長・発達について深い知識と高い技能を有し、子どもの成長・発達と健康の維持増進を支援する実践的力量をもった教員の養成を目指している。

養護教諭養成課程においてはこの教育理念、並びに本学における教員養成の理念に基づいて、子どもの健全な心身の発達に寄与するための専門的素養と基礎的能力を備えた即戦力となる養護教諭を養成する。

<専攻科子ども健康学専攻としての教員養成に対する理念及び免許設置の趣旨>

本学専攻科は、学是「自律処行」の理念に立脚し、本学若しくは他の短期大学を卒業した者又はそれと同等以上の学力のある者に対して、一層高度な知識を授けるとともに、自発的な研究の能力及び態度を養い、社会の発展に貢献できる人材の育成を目的とする。この目的のもと子ども健康学専攻では、自ら課題や問題点を見出し、多角的な視野から吟味を行い、柔軟で総合的な判断を下すことのできる問題発見解決型有能力を備えた、リーダーシップを発揮できる実践力のある教員の養成を目指している。

子ども健康学専攻においてはこの教育理念、並びに本学における教員養成の理念に基づいて、学校現場や地域においてリーダーシップを発揮できる実践力のある養護教諭を養成する。